

昭和二十九年法律第六十六号

（定義）　日本相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

第一条　この法律において「日本相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

第二条　この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

第三条　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれら的事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

第一項　合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

第二条　日本相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等について、標記を附し、関係者に通知する等の関する前号イからハまでに掲げる事項に関するものとする。

（罰則）
第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者
三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。前二項の未遂罪は、罰する。

第四条　特別防衛秘密を取り扱うことの業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した

特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたもの

は、二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金に処する。

第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六条　第三条第一項の罪を犯すことをして教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第三項の罪を犯すことをして教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

第七条　第三条第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。（自首減免）

第八条　第三条第一項の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不适当に侵害するようなことがあつてはならない。

附　則　（この法律の解釈適用）

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
○二号　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二十三年一月二日法律第一五号）抄
（施行期日）
一五号　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

（施行期日）　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。